

みんなで作ろう 安心の街

令和4年7月号 No.96
(公財)宮崎県防犯協会連合会

本県における令和4年5月末現在の薬物事犯の検挙状況

区 分	令和4年		令和3年		増 減	
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
総 数	46	41	45	35	+1	+6
覚醒剤取締法	15	13	21	11	-6	+2
大麻取締法	28	25	24	24	+4	+1
麻薬等取締法	1	1	0	0	+1	+1
麻薬等特例法	2	2	0	0	+2	+2

薬物乱用 Q&A これって本当? こんなときどうする?

Q	知り合いから薬物を預かってほしいと頼まれました。使用しなければ、罪にはならないですか?
A	覚醒剤、大麻、麻薬（ヘロイン、MDMA等）を譲渡・所持するなどの行為は法律により禁止されています。持っているだけで違法です。覚醒剤の単純所持は「覚せい剤取締法」により10年以下の懲役、大麻の単純所持は「大麻取締法」により5年以下の懲役、また、ヘロインの単純所持は「麻薬及び向精神薬取締法」により10年以下の懲役など、薬物の所持は厳しく罰せられます。

Q	友達が、大麻草の種を貰って自宅で栽培しているそうです。他人に販売しなければ大丈夫と言っていますが、本当ですか?
A	大麻の栽培を禁止する大麻取締法に違反します。民家などで大麻草を栽培して摘発される事件が近年増加傾向にあります。たとえ営利目的ではなくとも、免許を受けずに大麻を所持、栽培、譲受、譲渡することは犯罪です。

Q	友達が薬物を使っているみたいです。薬をやめてほしいと伝えても、聞き入れてもらえません。
A	薬物依存の状態になると、自分の意志の力だけでは行動をコントロールすることができず、薬物をやめたいと思ってもやめることが難しくなってしまいます。残念ですが、一人の力では限界があるので、問題を抱え込まず、まずは信頼できる周囲の大人（両親、学校の先生）や困った時に相談できる機関に相談しましょう。

Q	私は薬物なんて絶対使用しないから、問題ないですよ? 薬物を使用するのは個人の自由だから、他の人がどうであっても、関係ないと思います。
A	他の人の薬物乱用にも関心を持ってください! 「自分さえ薬物に手を出さなければいい!」という考え方では、社会の薬物乱用を防ぐことはできません。他人の薬物乱用を見過ごせば、社会に薬物がまん延したり、あなた自身が、あなたの家族が、友人が、薬物乱用者によって引き起こされる犯罪等に巻き込まれてしまう可能性があるほか、薬物による利益は犯罪組織の資金源ともなります。

薬物乱用防止5か条

1. 薬物乱用は自分の心と体はもちろん、大切な人を傷つけ社会に悪影響を与えてしまう行為!
2. 薬物乱用は「1回だけ」が重大な結果を招くと覚えておこう!
3. 薬物乱用の危険は身近にあると知り、「自分とは関係ない」と思わない!
4. 誘われても「NO!」と断る勇気を持とう!
5. 困った時は一人で悩まず、両親や信頼できる大人に相談しよう!

【薬物に関する相談電話】0985-20-1074（宮崎県警察本部組織犯罪対策課）

～全防連発行「薬物乱用防止ハンドブック」より～